

歯科点数表の解釈（令和6年6月版） 追補

（令和8年3月・社会保険研究所）

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（令和8年2月27日・厚生労働省告示第57号）及び「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（令和8年2月27日・保医発0227第5号）により、材料価格・材料料点数の一部が改正されます（令和8年3月適用）。なお、歯科用貴金属材料の価格改定以外の見直しについては、本追補3頁目以降に掲載しています。

I 材料価格基準(歯冠修復及び欠損補綴)の材料価格の改正 →540頁

品名	単位	6年6月	6年12月	7年6月	7年12月
		から [6年9 月から]	から [7年3 月から]	から [7年9 月から]	から 8年3月 から]
001 削除					
002 歯科鑄造用14カラット金合金 インレー用（J I S 適合品）	1 g	9,232円 [10,300円]	10,390円 [11,136円]	11,763円 [12,587円]	13,287円 15,991円
003 歯科鑄造用14カラット金合金 鉤用（J I S 適合品）	1 g	7,923円 [8,991円]	9,081円 [9,827円]	10,454円 [11,278円]	11,978円 14,682円
004 歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33%以上）	1 g	8,018円 [9,086円]	9,176円 [9,922円]	10,549円 [11,373円]	12,073円 14,777円
005 歯科用14カラット合金用金ろう（J I S 適合品）	1 g	8,007円 [9,075円]	9,165円 [9,911円]	10,538円 [11,362円]	12,062円 14,766円
006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金（金12%以上 J I S 適合品）	1 g	2,760円 [3,045円]	3,010円 [3,230円]	3,299円 [3,445円]	3,802円 4,779円
007 削除					
008 削除					
009 削除					
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15%以上 J I S 適合品）	1 g	4,237円 [4,560円]	4,543円 [4,785円]	4,901円 [5,095円]	5,435円 6,446円
011 歯科鑄造用銀合金 第1種（銀60%以上インジウム5%未満 J I S 適合品）	1 g	159円 [179円]	177円 [185円]	187円 [同上]	207円 262円
012 歯科鑄造用銀合金 第2種（銀60%以上インジウム5%以上 J I S 適合品）	1 g	184円 [204円]	202円 [210円]	212円 [同上]	232円 287円
013 歯科用銀ろう（J I S 適合品）	1 g	233円 [245円]	244円 [249円]	250円 [同上]	261円 293円
014 削除					
015 削除					

II 歯冠修復及び欠損補綴に係る材料料点数の改正

材 料 料	6年6月	6年12月	7年6月	7年12月	材 料 料	6年6月	6年12月	7年6月	7年12月
	から [6年9月 から]	から [7年3月 から]	から [7年9月 から]	から 8年3月 から]		から [6年9月 から]	から [7年3月 から]	から [7年9月 から]	から 8年3月 から]
M002 支台築造(1歯につき) → 396頁					(2) 小臼歯・前歯				
[1の(1)のみ抜粋]					イ インレー				
1 間接法					a 単純なもの	226点 [249点]	246点 [264点]	270点 [282点]	311点 391点
(1) メタルコアを用いた場合					b 複雑なもの	449点 [495点]	490点 [526点]	537点 [561点]	619点 778点
イ 大白歯	84点 [95点]	94点 [98点]	99点 [同上]	110点 139点	ロ 4分の3冠	555点 [612点]	605点 [649点]	663点 [692点]	764点 961点
ロ 小臼歯・前歯	52点 [59点]	58点 [61点]	62点 [同上]	68点 86点	ハ 5分の4冠	555点 [612点]	605点 [649点]	663点 [692点]	764点 961点
M010 金属歯冠修復(1個につき) → 406頁					ニ 全部金属冠	696点 [767点]	759点 [814点]	831点 [868点]	958点 1,204点
1 14カラット金合金					3 銀合金				
(1) インレー					(1) 大白歯				
複雑なもの	1,479点 [1,650点]	1,664点 [1,784点]	1,884点 [2,016点]	2,129点 2,562点	イ インレー				
(2) 4分の3冠	1,848点 [2,062点]	2,080点 [2,229点]	2,355点 [2,520点]	2,660点 3,201点	a 単純なもの	23点 [25点]	同左下 [26点]	同左下 [同上]	29点 36点
2 金銀パラジウム合金（金12%以上）					b 複雑なもの	40点 [44点]	同左下 [45点]	同左下 [同上]	50点 62点
(1) 大白歯					ロ 5分の4冠	51点 [57点]	同左下 [59点]	同左下 [同上]	65点 80点
イ インレー					ハ 全部金属冠	63点 [70点]	69点 [72点]	73点 [同上]	80点 99点
a 単純なもの	332点 [366点]	362点 [388点]	397点 [414点]	457点 574点					
b 複雑なもの	614点 [677点]	669点 [718点]	733点 [766点]	845点 1,062点					
ロ 5分の4冠	772点 [852点]	842点 [903点]	923点 [964点]	1,063点 1,337点					
ハ 全部金属冠	972点 [1,072点]	1,060点 [1,137点]	1,161点 [1,213点]	1,338点 1,682点					

※次頁に続く

材 料 料	6年6月 から	6年12月 から	7年6月 から	7年12月 から
	[6年9月 から]	[7年3月 から]	[7年9月 から]	8年3月 から
(2) 小白歯・前歯・乳歯				
イ インレー				
a 単純なもの	14点 [16点]	同左下 [同上]	17点 [同上]	18点 22点
b 複雑なもの	30点 [33点]	32点 [34点]	同左下 [同上]	37点 46点
ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	36点 [40点]	同左下 [41点]	42点 [同上]	46点 57点
ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	36点 [40点]	同左下 [41点]	42点 [同上]	46点 57点
ニ 全部金属冠	46点 [51点]	同左下 [53点]	同左下 [同上]	59点 72点
M010-3 接着冠(1歯につき) →409頁				
1 金銀パラジウム合金(金12%以上)				
(1) 前歯	555点 [612点]	605点 [649点]	663点 [692点]	764点 961点
(2) 小白歯	555点 [612点]	605点 [649点]	663点 [692点]	764点 961点
(3) 大白歯	772点 [852点]	842点 [903点]	923点 [964点]	1,063点 1,337点
2 銀合金				
(1) 前歯	36点 [40点]	同左下 [41点]	42点 [同上]	46点 57点
(2) 小白歯	36点 [40点]	同左下 [41点]	42点 [同上]	46点 57点
(3) 大白歯	51点 [57点]	同左下 [59点]	同左下 [同上]	65点 80点
M010-4 根面被覆(1歯につき) →409頁				
[1のみ抜粋]				
1 根面板によるもの				
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)				
イ 大白歯	332点 [366点]	362点 [388点]	397点 [414点]	457点 574点
ロ 小白歯・前歯	226点 [249点]	246点 [264点]	270点 [282点]	311点 391点
(2) 銀合金				
イ 大白歯	23点 [25点]	同左下 [26点]	同左下 [同上]	29点 36点
ロ 小白歯・前歯	14点 [16点]	同左下 [同上]	17点 [同上]	18点 22点
M011 レジン前装金属冠(1歯につき) →410頁				
1 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合				
イ 前歯	866点 [956点]	945点 [1,014点]	1,035点 [1,081点]	1,193点 1,500点
ロ 小白歯・前歯	102点 [113点]	112点 [117点]	118点 [同上]	129点 159点
2 銀合金を用いた場合				
M017 ポンティック(1歯につき) →417頁				
1 鑄造ポンティック				
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)				
イ 大白歯	1,118点 [1,234点]	1,220点 [1,309点]	1,337点 [1,396点]	1,541点 1,936点
ロ 小白歯	842点 [929点]	919点 [986点]	1,007点 [1,051点]	1,160点 1,459点
(2) 銀合金				
大白歯・小白歯	51点 [56点]	55点 [57点]	58点 [同上]	63点 76点
2 レジン前装金属ポンティック				
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合				
イ 前歯	672点 [741点]	733点 [787点]	803点 [839点]	926点 1,164点
ロ 小白歯	842点 [929点]	919点 [986点]	1,007点 [1,051点]	1,160点 1,459点
ハ 大白歯	1,118点 [1,234点]	1,220点 [1,309点]	1,337点 [1,396点]	1,541点 1,936点
(2) 銀合金を用いた場合				
イ 前歯	65点 [71点]	70点 [73点]	74点 [同上]	80点 97点
ロ 小白歯	65点 [71点]	70点 [73点]	74点 [同上]	80点 97点
ハ 大白歯	65点 [71点]	70点 [73点]	74点 [同上]	80点 97点

材 料 料	6年6月 から	6年12月 から	7年6月 から	7年12月 から
	[6年9月 から]	[7年3月 から]	[7年9月 から]	8年3月 から
M018 有床義歯 →422頁				
[3のみ抜粋]				
3 3次元プリント有床義歯				
(1) 3次元プリント有床義歯冠部用材料(1歯につき)				6点 同上
(2) 3次元プリント有床義歯義歯床用材料(1顎につき)				203点 同上
M020 鑄造鉤(1個につき) →425頁				
[1・2のみ抜粋]				
1 14カラット金合金				
(1) 双子鉤				
イ 大・小白歯	1,649点 [1,871点]	1,890点 [2,045点]	2,175点 [2,347点]	2,493点 3,055点
ロ 犬歯・小白歯	1,341点 [1,522点]	1,537点 [1,664点]	1,770点 [1,909点]	2,028点 2,486点
(2) 二腕鉤(レストつき)				
イ 大白歯	1,341点 [1,522点]	1,537点 [1,664点]	1,770点 [1,909点]	2,028点 2,486点
ロ 犬歯・小白歯	1,030点 [1,169点]	1,181点 [1,278点]	1,359点 [1,466点]	1,557点 1,909点
ハ 前歯(切歯)	793点 [900点]	909点 [984点]	1,046点 [1,129点]	1,199点 1,470点
2 金銀パラジウム合金(金12%以上)				
(1) 双子鉤				
イ 大・小白歯	894点 [987点]	975点 [1,047点]	1,069点 [1,116点]	1,232点 1,548点
ロ 犬歯・小白歯	699点 [772点]	763点 [818点]	836点 [873点]	963点 1,211点
(2) 二腕鉤(レストつき)				
イ 大白歯	614点 [677点]	669点 [718点]	734点 [766点]	846点 1,063点
ロ 犬歯・小白歯	534点 [589点]	582点 [625点]	638点 [666点]	735点 924点
ハ 前歯(切歯)	495点 [546点]	540点 [579点]	592点 [618点]	682点 857点
M021 線鉤(1個につき) →426頁				
[2のみ抜粋]				
2 14カラット金合金				
(1) 双子鉤	780点 [884点]	893点 [965点]	1,026点 [1,107点]	1,175点 1,438点
(2) 二腕鉤(レストつき)	603点 [683点]	690点 [746点]	793点 [855点]	908点 1,111点
M021-2 コンビネーション鉤(1個につき) →426頁				
[1のみ抜粋]				
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金(金12%以上), 線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合				
(1) 前歯	248点 [273点]	270点 [290点]	296点 [309点]	341点 429点
(2) 犬歯・小白歯	267点 [294点]	291点 [312点]	319点 [333点]	368点 462点
(3) 大白歯	307点 [339点]	335点 [359点]	367点 [383点]	423点 531点
M021-3 磁性アタッチメント(1個につき) →426頁				
[2の(1)・(2)のみ抜粋]				
2 キーバー付き根面板 (根面板の保険医療材料料(1歯につき) キーバー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーバー料との合計により算定する。)				
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)				
イ 大白歯	614点 [677点]	669点 [718点]	733点 [766点]	845点 1,062点
ロ 小白歯・前歯	449点 [495点]	490点 [526点]	537点 [561点]	619点 778点
(2) 銀合金				
イ 大白歯	40点 [44点]	同左下 [45点]	46点 [同上]	50点 62点
ロ 小白歯・前歯	30点 [33点]	32点 [34点]	同左下 [同上]	37点 46点
M023 バー(1個につき) →427頁				
[1の(1)のみ抜粋]				
1 鑄造バー				
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)	1,434点 [1,582点]	1,563点 [1,678点]	1,714点 [1,789点]	1,975点 2,482点

歯科点数表の解釈（令和6年6月版） 追補

（令和8年3月・社会保険研究所）

その他、以下の省令、告示により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。

- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示（令和7年12月26日 厚生労働省告示第324号）【令和8年5月1日適用】
- ・保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令（令和8年1月28日 厚生労働省令第8号）【令和8年4月1日施行】
- ・高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示（令和8年1月28日 厚生労働省告示第15号）【令和8年4月1日適用】

※令和8年4月1日施行・適用。ただし、二重下線部は令和8年5月1日適用。

頁	箇所	現 行	改定後
579	上から3行目	(昭32.4.30 厚生省令第15号) (最終改正;令7.10.22 厚生労働省令第103号) ※令和7年12月追補による修正後の記述	(昭32.4.30 厚生省令第15号) (最終改正;令8.1.28 厚生労働省令第8号)
	左段上から2行目	目次 第1章 保険医療機関の療養担当(第1条—第11条の3)	目次 第1章 保険医療機関の療養担当(第1条—第11条の5)
582	左段上から17行目後	※第11条の3の後ろに以下を加える。 (法第70条の2第1項第二号の厚生労働省令で定める要件) 第11条の4 法第70条の2第1項第二号の厚生労働省令で定める要件は、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定による臨床研修又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）第16条の2第1項の規定による臨床研修を修了した者であつて、次の各号のいずれかに該当することとする。 一 保険医療機関（医師の場合は、病院に限る。）において保険医として3年以上診療に従事した経験のある者であること。 二 法第63条第3項第二号又は第三号に掲げる病院又は診療所（医師の場合は、病院に限る。）において3年以上診療に従事した経験のある者であること。 三 医療法第30条の23第2項第一号に規定する計画の適用を受け、現に当該計画に基づき診療に従事している者又は当該計画の適用後3年以内の者であること。 四 一般社団法人日本専門医機構が認定する基本領域の専門医の資格を持つ者その他これに準ずる者であること。 五 矯正医官、医師又は歯科医師である自衛官その他の公務員として5年以上勤務した経験のある者であること。 六 第一号、第二号又は前号の要件のうちいずれかの要件に係る期間の合計が5年を超える者であること。 七 緊急に保険医療機関の管理者の地位を承継する者その他やむを得ない事由がある者であること。 (保険医療機関の管理者の責務) 第11条の5 保険医療機関の管理者は、法第70条の2第2項に規定する責務のほか、次に掲げる責務を果たさなければならない。 一 当該保険医療機関に勤務する保険医が第2章に定める保険医の診療方針等を遵守するよう監督すること。 二 当該保険医療機関における療養の給付に関する厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長に対する申請、届出等に係る手続及び療養の給付に関する費用の請求に係る手続が適正に行われるよう監督すること。 三 当該保険医療機関における診療録の記載及び整備並びに療養の給付の担当に関する帳簿及び書類その他の記録の保存が適正に行われるよう監督すること。 四 当該保険医療機関に勤務する医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者の連携を図るとともに、地域の病院若しくは診療所その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。	
590	上から4行目	(昭58.1.20 厚生省告示第14号) (最終改正;令7.10.22 厚生労働省告示第103号) ※令和7年12月追補による修正後の記述	(昭58.1.20 厚生省告示第14号) (最終改正;令8.1.28 厚生労働省告示第15号)
593	左段下から25行目後	※第11条の3の後ろに以下を加える。 (保険医療機関の管理者の責務) 第11条の4 保険医療機関の管理者は、健康保険法第70条の2第2項に規定する責務のほか、次に掲げる責務を果たさなければならない。 一 当該保険医療機関に勤務する保険医が第2章の規定を遵守するよう監督すること。 二 当該保険医療機関における療養の給付及び保険外併用療養費に係る療養に関する厚生労働大臣に対する申請、届出等に係る手続並びに療養の給付及び保険外併用療養費に係る療養に要する費用の請求に係る手続が適正に行われるよう監督すること。 三 当該保険医療機関における診療録の記載及び整備並びに療養の給付及び保険外併用療養費に係る療養の取扱いに関する帳簿及び書類その他の記録の保存が適正に行われるよう監督すること。 四 当該保険医療機関に勤務する医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者の連携を図るとともに、地域の病院若しくは診療所その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。	
613	右段上から18行目	(平18.3.6 厚生労働省告示第107号) (最終改正;令7.11.11 厚生労働省告示第299号) ※令和7年12月追補による修正後の記述	(平18.3.6 厚生労働省告示第107号) (最終改正;令8.1.28 厚生労働省告示第15号)

頁	箇所	現 行	改定後
	右段下から10行目	第一の一の二 療担規則第5条第2項, 薬担規則第4条第2項並びに療担基準第5条第2項及び第26条の4第2項の厚生労働大臣が定める療養	第一の一の二 療担規則第5条第2項, 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号。以下「薬担規則」という。)第4条第2項並びに療担基準第5条第2項及び第26条の4第2項の厚生労働大臣が定める療養
619	右段上から8行目後	※第十二の後ろに以下を加える。 第十二の二 薬担規則第2条の3第1項第一号及び療担基準第25条の3第1項第一号の別に厚生労働大臣が定める要件 医療法第30条の4第1項に規定する医療計画におけるへき地に所在する保険薬局に設置されていること	
	右段上から9行目	第十三 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(以下「薬担規則」という。)第2条の4及び療担基準第25条の4の保険薬局に係る厚生労働大臣が定める揭示事項	第十三 薬担規則第2条の4及び療担基準第25条の4の保険薬局に係る厚生労働大臣が定める揭示事項
657	上から3行目	(平18.9.12 厚生労働省告示第495号) (最終改正;令7.10.22 厚生労働省告示第286号) ※令和7年12月追補による修正後の記述	(平18.9.12 厚生労働省告示第495号) (最終改正;令7.12.26 厚生労働省告示第324号)
	右段下から11行目	機器承認」という。)又は同法第23条の2の5第15項(第23条の2の17第5項において準用する場合を含む)	機器承認」という。)又は同法第23条の2の5第13項(第23条の2の17第5項において準用する場合を含む)
659	右段下から7行目	(平18.9.12 厚生労働省告示第498号) (最終改正;令6.11.29 厚生労働省告示第353号) ※令和6年12月追補による修正後の記述	(平18.9.12 厚生労働省告示第498号) (最終改正;令7.12.26 厚生労働省告示第324号)
660	右段上から6行目	五 告示第1条第六号に規定する別に厚生労働大臣が定める医薬品 イ 医薬品医療機器等法第14条第15項(同法第19条の2第5項において準用する場合を含む。)の規定	五 告示第1条第六号に規定する別に厚生労働大臣が定める医薬品 イ 医薬品医療機器等法第14条第13項(同法第19条の2第5項において準用する場合を含む。)の規定
	右段下から15行目	七の二 告示第1条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める医療機器 イ 保険適用されている医療機器であって, 医薬品医療機器等法第23条の2の5第15項(同法第23条の	七の二 告示第1条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める医療機器 イ 保険適用されている医療機器であって, 医薬品医療機器等法第23条の2の5第13項(同法第23条の
661	左段上から27行目	七の五 告示第1条第七号の二に規定する別に厚生労働大臣が定める再生医療等製品 イ 保険適用されている再生医療等製品であって, 医薬品医療機器等法第23条の25第11項(同法第23	七の五 告示第1条第七号の二に規定する別に厚生労働大臣が定める再生医療等製品 イ 保険適用されている再生医療等製品であって, 医薬品医療機器等法第23条の25第13項(同法第23
	右段上から14行目	七の八 告示第1条第八号イに規定する別に厚生労働大臣が定めるプログラム医療機器 イ 医薬品医療機器等法第23条の2の5第1項若しくは第23条の2の17第1項の規定による承認(医薬品医療機器等法第23条の2の5第1項又は第23条の2の17第1項の規定による承認を受けた後に, 改めて承認を受ける場合(使用目的, 効果又は使用方法が変更される場合に限る。)における当該承認に限る。以下「医療機器承認」という。)又は同法第23条の2の5第15項(第23条の2の17第5項に	七の八 告示第1条第八号イに規定する別に厚生労働大臣が定めるプログラム医療機器 イ 医薬品医療機器等法第23条の2の5第1項若しくは第23条の2の17第1項の規定による承認(医薬品医療機器等法第23条の2の5第1項又は第23条の2の17第1項の規定による承認を受けた後に, 改めて承認を受ける場合(使用目的, 効果又は使用方法が変更される場合に限る。)における当該承認に限る。以下「医療機器承認」という。)又は同法第23条の2の5第13項(第23条の2の17第5項に